

平成 29 年（2017 年） 6 月 30 日

訪問系サービス事業者 各位

札幌市保健福祉局

障がい保健福祉部長 山本 真司

サービスの提供の記録の取扱いについて

日頃より札幌市障がい福祉施策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

このたび、居宅介護事業者が利用者への居宅介護の提供に当たって、サービスの提供の記録を作成していない事例がありました。

障害福祉サービス事業者は、サービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度、記録しなければなりません。

このサービスの提供の記録は、サービス提供実績記録票のほか、具体的なサービスの内容に関する記録が必要であり、今回の事業者は具体的なサービスの内容に関する記録を作成していなかったものです。

具体的かつ客観的に作成されたサービスの提供の記録は、サービスの内容や利用者の状況を把握したり、利用者からの苦情や事故への対応にも役立つものであり、さらにはサービスが行われたことの証拠書類となるものです。

今後、本市の調査時にいずれか一方を作成することなく、介護給付費や移動支援費を請求していることが判明した場合は、適正なサービス提供がされたことを確認できないことから、介護給付費や移動支援費の返還対象となる場合がありますので十分ご注意ください。

この度、「サービスの提供の記録の留意事項」を別紙のとおりまとめましたので、事業者の皆さまにおかれましては、今一度、点検していただき、取扱いに遺漏がないようお願い申し上げます。

【対象事業者】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、移動支援、短期入所

担当：障がい福祉課指導担当係 はかりや 秤谷

TEL：211-2938